

第6回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

会 議 録

平成15年9月24日 午後1時30分～

第 6 回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議録

開催年月日	平成 1 5 年 9 月 2 4 日					
会 場	飯山町役場分館 1 階大研修室					
議 長	新土光夫					
出席並びに 欠席委員 出席 23名 欠席 1名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会 長	新土光夫		委 員	三谷清明	
	副会長	新井哲二		委 員	金澤敏夫	
	副会長	二神正國		委 員	高橋 等	
	委 員	長原孝弘		委 員	永田さな江	
	委 員	松尾良幸		委 員	細川 滋	×
	委 員	宮武 要		委 員	細谷達則	
	委 員	倉本清一		委 員	奥村恭子	
	委 員	香川信久		委 員	小林 基	
	委 員	吉田正明		委 員	原田泰男	
	委 員	高木新仁		委 員	建石照夫	
	委 員	小松利弘		委 員	秦 勉	
	委 員	廣田 穰		委 員	横田良子	

第6回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議次第

日時 平成15年9月24日(水)13時30分～

場所 飯山町役場分館1階大研修室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 報告

ア 報告第28号 新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会の報告について

イ 報告第29号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会の報告について

(2) 協議

ア 協議第34号 使用料、手数料等の取扱いについて

イ 協議第35号 各種事務事業 交通関係の取扱いについて

ウ 協議第36号 各種事務事業 各種福祉制度関係の取扱いについて(その1)

エ 協議第37号 各種事務事業 保健衛生関係の取扱いについて

オ 協議第38号 各種事務事業 上水道等事業関係の取扱いについて

カ 協議第39号 各種事務事業 下水道等事業関係の取扱いについて

キ 協議第40号 各種事務事業 生涯学習関係の取扱いについて(その1)

ク 協議第8号 新市の名称について(継続協議2) …… 取り下げ

(3) その他

ア 第7回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会日程について

イ その他

午後 1 時 3 0 分 開会

事務局長 それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから第 6 回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございました。

最初にご報告を申し上げます。

規約第 1 0 条第 1 項の規定に基づきます会議の成立でございますけれども、本日の出席者数につきましては、事前に細川委員がやむを得ない事情によりまして欠席ということのご連絡をいただいております。したがって、会長を除きます委員 2 3 人中 2 2 人となっております。会議が成立していますことをご報告させていただきます。

なお、本日は事務局のほか交通分科会、福祉総務分科会、高齢者分科会、健康分科会、上水道分科会、下水道分科会、生涯学習分科会の各会長又は副会長が出席をいたしております。よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております会議次第に沿って進行させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、事務局の説明につきましては、資料を事前に配付させていただいておりますので、要約して説明させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、新土会長様からごあいさつを賜りたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

新土会長 それでは、失礼します。ただいま紹介されました新土でございます。

本日は、第 6 回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今回は、報告事項 2 件、協議事項 8 件を議事として提出いたしております。委員さんの中には、配付した資料が分厚いことに驚かれる方もあったかもしれませんが、今回は、1 市 2 町が特にきめ細かく取り組んでいる福祉や保健についてもご協議いただくため、ボリュームのある資料になりました。委員の皆様には何かとご負担をおかけしますが、それぞれのお立場から十分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

さて、長かった残暑もようやく終わりました、日一日と秋めいてまいりました。9 月、10 月は運動会、敬老の日、秋祭り、稲刈りなど、さまざまな行事などが行われ、まさに収穫の季節を迎えております。今回の協議会が、秋にふさわしい実り多きものなることを祈念いたしまして、簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつといたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。

議事に先立ちまして、事務局よりお願いがございます。

会議録作成のために、誠に恐れ入りますが、ご発言に際しましては、各デスクのマイクのボタンを押していただきたいと思います。また、ご発言を終えた際にも、再びボタンを押して切っていただきますよう、よろしくご協力をいただきたいと思います。

また、議事の都合上、発言される場合には、市町名とお名前をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより議事に入りますが、会議の議長につきましては、合併協議会規約第 1 0 条第 2 項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。

それでは、新土会長様、よろしくお願いいたします。

新土会長 それでは、ただいま事務局から申されましたように、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、これから先、腰をかけたままで説明をすることのお許しもいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速進めてまいります。最初に会議次第の3、議事のうち、1の報告事項からまいります。

報告第28号の、新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会につきまして、小委員会の宮武委員長から報告をお願いします。

宮武委員長 小委員会委員長の宮武でございます。

それでは、第4回小委員会の概要についてご報告を申し上げます。

本編2ページでございますが、先ほどお配りいたしました1枚物の別紙をご覧くださいます。第4回小委員会は、9月22日(月)午前9時55分から、飯山町役場分館2階第1研修室におきまして、事前に委員長あて、名称候補とあわせ、欠席の連絡をいただいた委員1名を除く6人の委員出席のもと開催いたしました。出席者は3番の委員6名でございます。なお、欠席委員につきましては4号委員の細谷委員1名でございます。

なお、当日は委員各位の総意として、本小委員会の所管事項のうち、新市の名称候補の取扱いを主題といたしまして審議いたしました。また、欠席された細谷委員さんの意見も委員長私あてに封書で事前に届いておりましたので、各委員了承のもと開封し、公表いたしました。

それでは、応募のございました名称候補についてご報告申し上げます。

応募総数及び応募者数の状況につきましては、第5回協議会においてご報告を申し上げたところでございますので、割愛させていただきます。

新市の名称候補につきましては、種類別で361種のご応募をいただき、第3回小委員会では、名称候補の選定に当たっては、より慎重に時間をかけて対応するという小委員会の総意のもと、各委員が応募のございました名称候補を持ち帰り、それぞれ検討の上、第4回小委員会にて絞り込みを行うことといたしておりました。

このようなことから、応募のございました新市の名称候補につきましては、協議会委員各位をはじめ、応募いただいた方々にも、募集締め切りからかなりの時間が経過しており、どうしたことかと、ご心配をおかけいたしました。新市の名称候補の選定協議につきましては、当然のことながら最も重要な項目の一つという認識から、小委員会にありましてもより慎重な取り組みに努めておりますので、冒頭よろしくご理解賜りたいと存じます。

それでは、応募のございました名称候補につきましてご報告申し上げます。

別冊2の「新市の名称候補公募結果一覧」をご覧くださいと存じます。

種類別では361種ございましたが、名称候補といたしましては、漢字表記の「丸亀市」が応募総数4,236件のうち3,047件、71.93%、「さぬき」が平仮名で「富士」が漢字の「さぬき富士市」が159件、3.75%、漢字表記の「讃岐富士市」が119件、2.81%、平仮名表記の「まるがめ市」が98件、2.31%、以下、「中讃市」、「新丸亀市」、「土器川市」等々と続いております。ちなみに、応募件数の多かった候補のうち、表記が漢字、平仮名、片仮名等を含め、同一のものは13ページ以降に50音順に集計いたして

おりますが、主なものとして、「まるがめ市」3,151件、「さぬきふじ市」336件等々となっております。

応募名称の傾向といたしましては、現在名称のほか、飯野山、土器川をはじめ、地勢の特徴とか、桃、うちわ等の地域の特産品に根差すものが多く寄せられております。その他種々の応募がございましたが、詳細につきましては、ご面倒でも一覧表にお目通し願えればと思っております。

なお、応募条件で、全国自治体の市町村名にない名称（全国自治体の市町村名と同じ表記で読み方が異なる場合及び異なる表記で読み方が同じ場合も、いずれも不可）といたしておりますことから、応募名称のうち、「京極」、「瀬戸内」、「亀山」、「香川」等々については、それぞれ既存の市町村がございますので、新市の名称候補としては無効でございます。一覧表の中で、既存名称欄に、こめじるし（ ）で表示いたしております。

また、応募の要件でございました「名称への思い」につきましては、22ページ以降に挙げております。なお、この「思い」につきましては、応募用紙に記載された主なものを掲載させていただいております。

以上が、応募のございました名称の候補でございます。

次に、9月22日（月）の小委員会開催状況でございます。当日は、第3回小委員会での名称候補絞り込み方針を基本に、先ほどご報告いたしました名称募集結果をもとに審議に入りましたが、前段、小委員会での絞り込みの際し、当委員会のもう一方の所管事項でございます事務所の位置候補選定との関連につきまして議論がなされました。

委員からは、おおむね主な意見として、

新市の名称を決定するに当たっては、事務所の位置候補選定と連動して取り組むべきではないか。

名称と事務所の位置候補選定については、それぞれ個別事項ではないか。

名称は、新市の合併協議の基本となるもので、早急に決めるべきではないか等々が披瀝され、また、この過程で、新市の名称候補については、

漢字の「丸亀市」

「さぬき」平仮名で「富士」が漢字の「さぬき富士市」

漢字の「新丸亀市」

等を具体的にご提案もいただきましたが、委員の中より、名称候補の絞り込みについては、再度検討時間をいただきたいとの意向が示され、本小委員会もこれを了承いたしました。結果として、名称候補の選定につきましては、次回小委員会で改めて絞り込みを行うこととなりました。

最後に、次回小委員会開催予定を10月20日（月）午前10時と決め、閉会いたしました。

以上で第4回新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会についての報告を終わります。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま宮武委員長から報告第28号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 新市の名称につきましては、本日の協議第8号で提案する予定でございましたが、ただいまの報告のとおり、小委員会において候補絞り込みができていない状況のため、本日の提案は取り下げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告第29号の議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会につきまして、小委員会の松尾委員長から報告をお願いいたします。

どうぞ。

松尾委員長 綾歌町の松尾でございます。第3回の議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の概要につきましてご報告を申し上げます。

本編は4ページであります。8月27日に開催されました第5回合併協議会終了後、飯山町役場分館1階教育委員会会議室におきまして、関係委員全員の出席のもとに小委員会を開催いたしました。

協議内容につきましては、1市2町の議会議員の委員からそれぞれ議会の調整の経過の報告を受け、学識経験者の意見を聴き、全員で協議をいたしました結果、再度、各市町議会に持ち帰り、意見集約をすることといたしました。

なお、報告書ではさらっと流してありますが、相当充実した議論がございましたことをつけ加えておきます。

また、第4回小委員会は、本日の合併協議会終了後に開催予定といたしております。

以上、第3回議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会についてのご報告を終わります。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま松尾委員長から報告第29号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 それでは、続きまして議事第2、協議事項に入りたいと思います。

それでは、協議第34号の「使用料、手数料等の取扱いについて」お諮りします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼します。事務局調整班五百森ですが、よろしく願いいたします。

それでは、協議第34号「使用料、手数料等の取扱いについて」説明申し上げます。

本編5ページをお開きください。使用料、手数料等の金額や徴収方法は、地方自治法の規定に基づきまして、1市2町の条例や規則等において定められております。これらにつきましては、第4回合併協議会で確認をいただきました「条例、規則等の取扱い」のうち、専決処分等により即時定めるものとし、新市において市民生活に影響を及ぼさないよう対応したいと考えております。

また、手数料につきましては、政令で定められている標準事務手数料、さらに他の手数料につきましてもそう差異がないことから、合併時に統一したいと考えます。

そこで、調整方針といたしまして、本編5ページの囲みのとおり提案させていただくものでございます。

内容について、読み上げさせていただきます。

使用料、手数料等の取扱いについて。

1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、1市2町間で同一又は類似する施設の使用料については、できる限り合併時に統一する。

2 手数料については、合併時に統一する。

以上のとおりご確認願うものでございます。

なお、資料につきましては、「個別調整方針及び説明資料」の内、1ページから2ページに基本的な考え方と、主な使用料について挙げさせていただいております。

また、その詳しい内容につきましては、さらに別冊「主な使用料の現状」として、1市2町個々に記載しております。使用料の項目ごとにそれぞれページを附っておりますので、参考にさせていただきたいと考えております。

その表紙の裏に目次がございますが、その中の施設使用料につきましては、原則として現行のとおりとし、また、電柱などによる道路等の占用料につきましては、従来より1市2町共に、香川県が定めています県道の占用料を準用していますことから、新市においても、市の区域と定めた香川県の占用料を準用することで統一したいと考えます。

また、上下水道事業の使用料につきましては、後ほど協議項目で提案いたしますが、これらにつきましても、統一することで調整したいと考えております。

また、資料編の3ページから7ページには、窓口関係の手数料等について、1市2町の現状と調整方針を挙げていますので、ご確認をお願いしたいと思います。

さらに、8ページには、先進事例としまして5合併協議会の調整方針を、9ページには、関係法令として地方自治法の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また、個別調整方針の提案説明といたします。よろしくご協議のほどお願いいたします。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第34号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 それでは、協議第34号の取り扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおり確認といたします。

続きまして、協議第35号の各種事務事業、「交通関係の取扱いについて」お諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。それでは、「交通関係の取扱いについて」ご説明申し上げます。

本編6ページと「個別調整方針及び説明資料」の10ページをお開きください。

10ページ、11ページに、1市2町の公共交通機関の現状で、市内循環バスの本島町コミュニティバス、路線バス、離島航路、地方鉄道、これらにつきましては、地域住民の生活の足であり、必要不可欠なものでございますので、現在実施しています運行支援などにつき

ましては、現行のとおりといたしたいと考えております。

また、1市2町間を直接連絡する路線バス等、無いのが現状であり、新市においては、その区域内の公共交通機関の確保、拡充が重点施策となります。現在、循環バスとしましては、丸亀市の「ぐるっとバス」、綾歌町の「おでかけバス」を運行いたしてはいますが、運賃等の調整を図り、新市移行後、早い時期に飯山町への区域を拡大することで調整したいと考えております。

そこで、調整方針といたしましては、本編6ページの囲みのとおり提案させていただくものでございます。

内容について読み上げさせていただきます。

交通関係の取扱いについて。

- 1 公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおりとする。ただし、市内循環バスについては、新市移行後、速やかに全市に区域を拡大し、運行する。
- 2 交通安全対策事業等については、合併までに調整する。

以上のとおりご確認願うものでございます。

内容の補足説明をいたしますと、交通安全対策事業等については、指導、啓発、また、交通対策協議会等の活動について、1市2町間に違いがないことから、合併までに調整すると思いたしっております。また、交通指導員の手当につきましても、合併時に統一することといたしております。

次に、綾歌町で実施しています、今年度末までの期限付きのチャイルドシート事業、また、市町民交通傷害保険につきましても、加入率等の低下から、いずれも廃止の方向で調整したいと考えております。

以降、13ページに、先進事例としまして3合併協議会の調整方針を、14ページに、関係法令といたしまして交通安全対策基本法の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また、個別調整方針の提案説明といたします。よろしくご協議のほどお願いいたします。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第35号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ありませんか。

協議第35号の取り扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおり確認といたします。

続きまして、協議第36号の各種事務事業、各種福祉制度関係の取扱い(その1)についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。調整班の岩滝でございます。私の方から提案をさせていただきます。

それでは、協議第36号各種事務事業のうちの各種福祉制度関係の取扱いについて(その1)

ということでご説明を申し上げます。

本編は7ページ、8ページ、2ページにまたがっております。各種福祉制度につきましては、大きな柱といたしまして4つの事業項目に分類されておりますが、子育て支援関係につきましては、現在調整案を取りまとめておりますので、「その2」といたしまして第7回以降の協議会において提案させていただきます。今回の協議会におきましては、子育て関係以外の3つの事業項目と、そのどれにも属さないその他の福祉関係の調整方針を提案いたしますので、この点につきましてご理解、ご了承をいただきたいと存じます。

それでは、まず第1に、障害者福祉関係につきまして、「個別調整方針及び説明資料」の16ページをご覧ください。

国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し、充実に努めるよう調整する必要があります。また、1市2町が独自に実施している事業は、これまでの実績を尊重し、新市において均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整を行うことといたしております。

代表的な個別事業について、調整方針をご説明いたします。

17ページをご覧ください。重度心身障害者医療費助成事業の県単独事業や市町単独事業は、幾つかの相違点はあるものの、一つの新しい市となることから、丸亀市の例を参考に調整することといたしました。

次に、19ページ、20ページをご覧ください。19ページにお示しいたしました心身障害者小規模作業所事業につきましては、飯山町にあります2つの作業所における取扱いについての調整、また、20ページにお示しいたしました丸亀市と綾歌町の実施しております精神障害者共同作業所運営のための新市移行後の補助割合をどう取り扱うかを、合併までにそれぞれが関係しております他の市町と調整することが困難でありますことから、新市移行後、速やかに調整することといたしております。

23ページをご覧ください。福祉タクシー事業につきましては、丸亀市のみの制度でございますが、新市における制度として継続するとともに、対象に今までございませんでした精神障害者保健福祉手帳の所有者にもその範囲を拡大する方針といたしております。

そのほか、28ページには先進事例、29ページには関係法令の抜粋をお示しいたしております。

続きまして、第2に、生活保護関係につきまして、市は福祉事務所を設置して事務を行っておりますが、町につきましては、事務のほとんどを県の福祉事務所で行っている現状にありますので、合併によって新市における生活保護法に基づきます事務につきましては、円滑に移行するため、丸亀市の例を参考に調整することといたしております。「個別調整方針及び説明資料」の30ページをご覧ください。30ページには、現状及び個別調整方針、31ページから32ページにかけては、先進事例と関係法令の抜粋をお示しいたしております。

第3になります。高齢者福祉につきまして、同じく「個別調整方針及び説明資料」の33、34ページをご覧ください。国、県等の制度に基づいて実施している事業は、新市においても引き続き推進するとともに、高齢者保健福祉計画を新たに再編することによりまして、制度の充実に努めることが適当であると思われま。また、1市2町が単独に実施している事業につきましては、従来の実績を尊重し、域内全域の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整するものといたしております。

具体的な事業といたしましては、34ページをご覧ください。敬老会等の各種行事につきましては、一つの新しい市の行事として開催されるべきものでございますので、開催日、開催場所、開催方法等について、新市移行後、速やかに調整することといたしております。また、敬老年金（敬老祝い金）につきましては、財政負担も考慮しながら、支給年齢、支給額を見直した上で、新市において実施するよう調整いたします。

高齢者福祉関係事業における代表的なものの個別調整方針につきましてご説明をいたします。

36ページをご覧ください。市町単独事業のうち、老人入浴サービスや福祉電話貸与事業、寝たきり老人等の移送サービスについては、丸亀市のみの制度でございますので、丸亀市の例を参考に調整することといたしております。

そのほか、41ページには先進事例、関係法令の抜粋をお示しいたしております。

最後になりますが、その他の福祉関係事業につきましては、民生委員・児童委員関係、災害救助関係、戦没者追悼式関係等々、1市2町のこれまでの実績を尊重し、新市において均衡が保たれ、地域福祉を充実し、安心して生活のできる環境を整えるように調整いたします。民生委員推薦会の委員数につきましては、47ページでお示しいたしております民生委員法第8条第2項の規定に基づく基準のとおりといたしております。

次に、43、44ページをご覧ください。すべての福祉施策を推進するための組織、制度として、福祉保健推進委員及び福祉保健推進委員会等につきましては、丸亀市の例を参考に調整することといたしております。そのほかには、民生委員・児童委員協議会を組織する区域については、それぞれの小学校区ごとに置くことといたしております。また、災害救助事務につきましては、法律に基づきます事務のため、現行どおり新市に引き継ぐものとし、45ページでお示しの戦没者追悼式等につきましては、遺族会等関係団体との調整が必要なことから、新市移行後、速やかに調整することといたしております。

そのほか、46ページには先進事例、47ページには関係法令の抜粋をお示しいたしております。

以上、福祉制度関係におきます4つの項目についての調整方針を本編囲みのとおり提案させていただきます。読み上げさせていただきます。

各種福祉制度関係の取扱いについて（その1）。

障害者福祉関係といたしまして、

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他、1市2町が独自で実施している事業については、原則としてサービスの低下とならないよう考慮し、新市として実施する。
- 3 障害者基本計画については、新市移行後、速やかに策定する。

生活保護関係に移ります。生活保護関係といたしまして、

- 1 生活保護に関する事務については、丸亀市の例を参考に調整する。

高齢者福祉関係に移ります。

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他1市2町が独自で実施している事業については、原則としてサービスの低下とならないよう考慮し、新市として実施する。
- 3 敬老会等の各種行事については、新市移行後、速やかに調整する。

4 敬老年金（敬老祝い金）については、支給年齢、支給額を見直し、新市に引き継ぐものとする。

5 高齢者保健福祉計画については、新市移行後、平成17年度末までに策定する。

その他の福祉関係といたしまして、

1 民生委員推薦会委員の定数は14人とする。

2 地域保健医療福祉推進委員会及び福祉保健推進委員制度等については、丸亀市の例を参考に調整する。

以上、ご協議よろしくお願いいたします。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第36号についての説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

小松委員さん。

小松委員 福祉は大切なことですね。その中に、多くの言葉に、新市移行後、速やかに調整するというのが右の欄にっておりますね。できるだけ合併するまでに速やかに調整できないもんか、そのあたり。

新土会長 ただいまのご質問、事務局の方からどうぞ。

事務局長 できる限り合併までに調整すべきことにはそのような方針で臨んでおるんですけども、新市においてでないとその調整作業がなかなか図れないというようなこともありますし、もし個別にこれはというようなことがありましたら、ご指摘いただきましたら、分科会の会長も参っておりますので、そこらあたりの状況についてはご説明できるかと思しますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

新土会長 小松委員さん、何か今言われたことで、どうぞ。

小松委員 どれこれという細かい文言ではないんですけど、たくさんの中にやっぱり合併するまでに調整できるものもあろうかと思うんですが、できるだけ頑張って調整していただきたいということです。

新土会長 ただいま小松委員さんのご質問は当然のことでございますので、できる限りそういった趣旨で進めていくべきだとは思いますが、事務局の方でも、今ご意見をいただいたことを念頭に置きながら慎重に進めていきたいと思しますので、ご理解いただきます。

はい、どうぞ。

金澤委員 飯山の金澤ですが、この説明資料の30ページ、私、勉強不足でなにですが、生活保護世帯、丸亀市は475世帯、綾歌町12世帯、飯山町26世帯というふうになつてんですが、これは基準というのが、中部福祉と丸亀市となりが違うんですか、そのところがちょっとわからないので。

新土会長 ただいま金澤委員さんの方からの質問にお答えください。どうぞ。

事務局長 分科会の担当の方が来ておりますので、そちらの方からお答えをいたします。

新土会長 はい、どうぞ。

分科会長 福祉総務分科会の角井でございます。よろしくお願います。生活保護事業でございますけれども、丸亀市、綾歌町、飯山町、それぞれ国の制度でありますので、制度的には違いございません。ただ、対象者が、今言いました、綾歌町で12世帯、それから飯山町で今26世帯というふうに県の事務所の方で聞いております。

以上です。

新土会長 金澤委員さん、どうぞ。

金澤委員 はい、わかりました。私、また、基準が違うのかと思うて、差が余りにもあり過ぎるのでお聞きしたんです。

新土会長 対象者の数がな。いいですか、今の。金澤委員さん、よろしいな。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ご覧できませんようでしたら、協議第36号の取扱いについては原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおり確認といたします。

続きまして、協議第37号の各種事務事業のうち、「保健衛生関係の取扱いについて」お諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼をいたします。それでは、協議第37号各種事務事業のうちの「保健衛生関係の取扱いについて」ご説明を申し上げます。

本編は9ページでございます。まず、前段の保健関係の取扱いにつきましては、先の協議会として実施いたしました「まちづくりアンケート」において、新市に期待する施策として、「保健・医療と福祉の充実」というのが上位にランクづけされておりましたので、こうした調査結果をも十分に踏まえましての調整方針となっております。

まず、超高齢社会の進展や社会環境の変化によりまして、生活習慣病が増加の一途をたどっており、住民の健康づくりに寄せる関心もますます高まっています。また、その一方で就業形態の変化に伴うストレスの増大や、核家族化や少子化といった環境の変化に伴うさまざまな問題が増加しております。このため、住民の健康増進に関する正しい知識の普及や、人材の養成及び資質の向上を図り、保健指導、健康診査、医療等の各種保健事業を健全かつ円滑に実施し、住民みずから健康づくりに取り組める環境を整え、住民の健康保持増進に努めること等が国や地方公共団体に求められております。合併に際しましては、それぞれの実情を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つ中で、住民サービスの向上に向けての調整を行い、原則として、平成17年度から統一することといたしております。

次に、「個別調整方針及び説明資料」54ページをご覧ください。新市におきまして、特に中高年層の健康の保持増進のため、基本健康診査に係る個人負担金を無料とすることといたしております。このことは受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療を実施できる体制をつくることによりまして、長期的に見て市民の医療費削減にもつながることを期待しての調整方針といたしております。

第3に、63ページをご覧ください。在宅当番医制度につきましては、住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なものでありますので、関係医師会等との連携調整を密にしながら、できるだけ早い時期に新市の一体性を確保できるよう調整してまいります。

そのほか、64ページには先進事例、65ページから67ページには関係法令の抜粋をお示しいたしました。

次に、環境衛生関係の取扱いにつきまして、本編 9 ページ、「個別調整方針及び説明資料」につきまして 68 ページになります。お開き願いたいと思います。

まず第 1 に、基本的な考え方といたしまして、物質的豊かさや利便性を追求してきた私たちの社会は、オゾン層の破壊や地球温暖化など、深刻な環境問題に直面しております。将来にわたり、住民が健康で安全かつ快適に暮らすためには、環境への負荷の少ないまちづくりに取り組んでいく必要があります。そこで、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、新市において環境基本計画を速やかに策定し、引き続き良好な環境の保全と創造に取り組むことといたしております。

第 2 に、大量生産、大量消費、大量廃棄やごみの不法投棄など、現在の環境問題は私たちの生活、すなわちライフスタイルと深くかかわりがございます。このようなことから、環境保全、公害対策、環境美化及び地区衛生のそれぞれの業務については、行政機関はもとより、住民や事業者、すべての人々が環境の大切さを認識した上で、環境保全に取り組んでいくことが不可欠であります。これらの業務については、住民、事業者、行政が、環境問題を一人一人の身近な問題としてとらえ、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことを基本に、丸亀市の例を参考に調整することといたしております。

本編にはお示しいたしませんでしたでしたが、個別調整方針といたしまして、77 ページをご覧ください。綾歌町で実施いたしております犬猫避妊去勢手術費の補助金につきましては、その実施例を参考に新市として実施するよう調整いたしております。

次に、墓地・火葬場の関係につきましては、78 ページにお示しいたしております。1 市 2 町それぞれに市町営の墓地が設置されております。これらの墓地は、住民に広く墳墓を提供する目的で設置されておりますことから、現行のとおり新市に引き継ぐことといたしております。

そのほか、79 ページには先進事例、80 から 81 ページには関係法令の抜粋をお示しいたしました。

以上、保健衛生関係の取扱いについての調整方針といたしまして、本編 9 ページの囲みのおり読み上げさせていただきます。

保健衛生関係の取扱いについて。

保健関係

- 1 母子保健事業、老人保健事業及び歯科保健事業等については、原則として平成 17 年度から統一する。ただし、合併する年度は、それぞれ現行のとおりとする。
- 2 基本健康診査の個人負担金については、無料とする。
- 3 在宅当番医制度については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

環境衛生関係

- 1 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。
- 2 環境保全、公害対策、環境美化及び地区衛生に係る業務については、丸亀市の例を参考に調整する。

以上、ご協議よろしくお願いいたします。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第 37 号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

倉本委員さん。

倉本委員 母子事業で、特に少子化が非常に叫ばれているときに、特に母子愛育班育成に関する事項で少しお聞きをいたしたいと思うんです。

現在、母子愛育班の活動は、それぞれ丸亀市、あるいはほかの2町の活動の内容、そしてまた、会費の徴収の有無等々、非常にそれぞれの活動がかけ離れた状況にあるのではないかとこのように懸念されます。そういう中で、一方は、丸亀市では運営補助金が相当額出されたり、あるいは運営補助金で差が出ていたりして、そういう中で、17年度から統一するということが、非常に問題点が残るのではないかとこのように形が見受けられます。この統一について、少し説明を加えていただいて、理解ができるような方向でお願いをいたしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

新土会長 ただいまの倉本委員さんからのご質問、どうぞ、答えてください。

はい、どうぞ。

事務局長 統一の考え方としましては、合併時に即統一した方がよいもの、できるべきものと、それと新年度になりまして17年度から統一が可能なものとかありますけれども、これにつきまして、17年度から統一するという表現のことにつきまして、いろいろ年間を通してのそれぞれの長期的な作業でありますとか、そういったことにつきまして、年度途中ではというような意味合いのものにつきましては17年度から統一ということもございますので、そこらあたりご理解をいただきまして、担当の者が参っておりますので、具体的にはそちらの方からお答えを申し上げたいと思います。

新土会長 どうぞ、担当の方、どうぞ。

分科会長 健康分科会の丸亀市の健康課の丸田です。母子愛育班の育成事業につきましては、基本的には一応16年度の間につきましては、年度当初に総会がございますので、一応16年度中にはそのままやっていただきたいと、そして17年度に入れば、早急に設立総会というんですかね、全体の会ですので、それを早急に開いて統一した会をつくっていただきたいということで、この問題に関しましては、行政だけでは話ができませぬので、各母子愛育班とか母子愛育会と申しますけれども、1市2町の団体の方をも含めて行政とともに調整をしていくということで、現在のところ今月の末ですか、飯山町の方へ団体の方お集まり願いまして、1市2町で行政をも含めて基本的な事項につきましては、今現在各団体の方に申しておりますけれども、個別のことについて、順次調整をして、少なくとも17年度には新しい新体制で発足したいというぐあいに考えております。

以上です。

新土会長 倉本委員さん、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

倉本委員 結構な説明だと思います。それでいいとは思いますが、問題は、それぞれの活動内容に差異があるのではないかとおぼやかれますので、その点の調整の方法、それがちょっとやっぱりはっきりした方向性がわからなったら愛育班の方々も非常に混乱するのではないかとこのように1つ挙げられると思うんです。

それともう一つは、そういう中で、それぞれの1市2町の中で補助金が出ております。その補助金にも差異があるということで、そのあたりもどういう調整をするのかということについても、やっぱり愛育班の皆さんにも説明をする必要があるのではないかとこのように、一つの方向性を持った説明をそれぞれの段階でしていただくということが非常に大事でない

かと思われますので、この際ちょっとお示しをいただきまして、愛育班の今後の活動の育成についてお示しをいただければと思いますが。

新土会長 倉本委員さんから今言われたようなことですが、事務局の方でなお重ねて、どうぞ。

分科会長 健康分科会の丸田でございますけれども、一応、各個別の団体、特に綾歌町、飯山町は1つの組織で1つの母子愛育会をつくっておると聞いております。丸亀市の場合には、小学校区ごとで各班があって、連合ができておるといような形でございます。

それで、基本的な考え方といたしましては、それぞれの単位組織については、今までの経緯がありますので、それがどうのこうのということはすぐに調整は難しいのではなからうかと、ただ母子愛育班もしくは母子愛育会の連合組織ですかね、これについての調整を少なくとも17年度には行いたいと。それで、行政側からの要望といたしましては、例えば小学校区ごとぐらいに各班をつくってほしいとか、いろんな要望はございますけれども、このあたりの話につきましては、今月の末ですかね、10月31日の飯山町で各団体を交えた中で、行政側の考え方を述べた上で、調整を今からしていかなければいけないと。まだ現在調整済みというようなことではございません。

それと、あと補助金等の問題につきましてですけれども、基本的な考え方といたしましては、今まで活動をした経緯もありますので、設立当初自体につきましては、大きな金額の変動というのは難しいのではなからうかと、ですから今まで活動してきたあたりの金額で調整をせざるを得ないのではないかとというぐあいに考えておりますけれども、これもまだ団体と行政とのきちんとした結論は出てきておりませんので、今から協議して調整をする事項であるというぐあいに考えております。

以上です。

新土会長 倉本委員さん、いかがでしょうか。はい。

倉本委員 大体わかりました。それぞれの1市2町の独自性を生かしながら母子愛育班の育成をしていきたいと、こういうふうに理解をされると思いますんで、そういう方向でぜひやっていただきたいなと思います。

ただ、補助金については、それぞれの活動を保障する意味で、これまでの補助金を保障するというごことをお願いをいたしておきたいと思えます。

以上です。

新土会長 はい、ありがとうございました。

事務局はもうないですな。それでわかりましたわね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 それでは、ほかにないようでございますので、協議第37号の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおり確認といたします。

続きまして、協議第38号の各種事務事業のうち、「上水道等事業関係の取扱いについて」お諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼します。それでは、協議第 3 8 号「上水道等事業関係の取扱いについて」説明申し上げます。

本編 1 0 ページ、また、「個別調整方針及び説明資料」の 8 2 ページをお開きください。日常生活を営む上で、飲み水の確保は大変重要なことで、安全で安定した水道水の供給は、行政施策として最重要施策であります。

8 7 ページに関係法令の抜粋をお示しいたしておりますが、簡易水道を除く水道事業は、地方公営企業法の適用を受けており、通常の行政サービスとは会計を別にすることとされています。同法第 2 1 条に、料金は公正、妥当かつ適正な原価を基礎としなければならないと定められております。また、地方財政法には、健全財政の観点から、この経営に要する経費は、特別の事情がない限り、当該企業での収入によって賄わなければならないと規程されております。

現在、1 市 2 町では、県からの供給水や地下水などによる水源確保の方法、あるいはそのコストなどから算出されます料金等に違いがあります。合併に際しましては、公平、公正の観点から、合併時にこれらを統一して、健全財政のもと、新しいルールの中で水の安全かつ安定した供給に努める必要がございます。

そこで、調整方針といたしまして、本編 1 0 ページの囲みのおり、提案させていただくものでございます。

内容について読み上げさせていただきます。

上水道等事業関係の取扱いについて。

- 1 上水道事業については、合併時に統合する。
- 2 簡易水道事業については、現行のおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 水道料金及び加入金等については、別紙 1 及び別紙 2 のとおり合併時に統一する。

なお、本編 1 1 ページに、別紙 1 として水道料金、1 2 ページには、別紙 2 として水道加入金を調整方針として記載しております。

以上のおりご確認を願うものでございます。

内容の補足説明を申し上げます。

説明資料 8 4、8 5 ページをご覧ください。8 4 ページに 1 市 2 町の現行料金表を、8 5 ページには、わかりやすくするために料金比較表を記載しております。新市の料金算出に当たりますのは、中・長期的に水道経営を維持するため、将来の水需要予測や事業統合後の経常収支等を試算し、新料金を算定したところであります。料金比較表を見ていただきますと、一般家庭の 1 ヶ月当たり平均使用水量 2 5 立方メートルで言いますと、1 市 2 町の現行料金より低料金となっております。

水道加入金につきましても、本編に記載しておりますとおり、統一したいと考えております。

また、8 6 ページに先進事例としまして、4 合併協議会の調整方針を、また、関係法令としまして、8 7 ページに公営企業法、地方財政法の抜粋を、8 8 ページに水道法の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、個別調整方針の提案説明といたします。以上、よろしくご協議のほどお願いいたします。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第38号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ないようでございますので、協議第38号の取扱いについては原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおり確認といたします。

続きまして、協議第39号の各種事務事業のうち、「下水道等事業関係の取扱いについて」お諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。それでは、協議第39号「下水道等事業関係の取扱いについて」説明申し上げます。

本編13ページ、また、「個別調整方針及び説明資料」89ページをお開きください。下水道事業は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るために不可欠な施設であり、1市2町では、それぞれ各種の公共事業の補助制度を活用して事業計画を作成し、整備区域の拡大、及びその普及促進に努めております。下水道事業は、上水道事業と同様に、受益の関係が明確な事業でございますことから、使用料金等をもって経費に充当するなど、特別会計によって実施されてはいますが、1市2町で料金等に違いがございます。したがって、合併に際しましては、公平、公正の観点から、新市として統一を図っていく必要がございます。そこで、調整方針といたしまして、本編13ページの囲みのとおり、提案させていただきます。

内容について読み上げさせていただきます。

下水道等事業関係の取扱いについて。

- 1 丸亀市の単独公共下水道事業並びに綾歌町の大東川流域関連特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業並びに飯山町の大東川流域関連公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業については、下水道事業としてそれぞれ現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 下水道使用料については、別紙のとおり合併時に統一する。
- 3 下水道受益者負担金、分担金については、平成19年度まで原則として現行のとおりとする。
- 4 下水道ポンプ設備設置補助金については、飯山町の例を参考に調整する。
- 5 生活扶助世帯への下水道排水設備工事補助金については、飯山町の例を参考に調整する。
- 6 浄化槽の雨水貯留施設改造助成金については、飯山町の例を参考に調整する。
- 7 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、合併時に統一する。

なお、本編14ページに、別紙として下水道料金を調整方針として記載しております。

以上のとおりご確認を願うものでございます。

内容の補足説明を申し上げます。

説明資料 94 ページに、わかりやすくするために、上下水道使用料金比較表を記載しております。下水道については、網掛けをしている部分がそうであります。

説明資料の 92 ページで、下水道受益者負担金、分担金ですが、1市2町で現在施行しています下水道事業の認可期間等で、最長のものが平成 19 年度までとなっており、それまでは原則として現行のとおりとする調整方針となっております。よろしくご理解を賜りたいと思います。

宅内設備に係ります補助制度につきましては、3 制度ございますが、いずれも飯山町の例を参考に調整したいと考えております。

また、93 ページにあります、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給、また、下水道とは別に生活排水処理としまして、下水道整備区域外において事業を進めております合併処理浄化槽整備事業浄化槽設置事業補助金については、合併時に統一することで調整したいと考えております。

また、95 ページに先進事例としまして、3 合併協議会の調整方針を、また、関係法令としまして、96、97 ページに下水道法の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また、個別調整方針の提案説明といたします。よろしくご協議のほどお願いいたします。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第 39 号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

吉田委員さん。

吉田委員 ただいま説明がありましたことについては、おおむね賛成でございますが、これはこの場で発言してどうかなという感じは持っております。そういった件で、私の方の 9 月議会において質問もしたわけでございますが、今の段階では、ここの 1 市 2 町のそれぞれの町の加入率の問題がどのような体制になっておるのか、まずお伺いしたいと思います。

新土会長 ただいま吉田委員さんの方からのご意見、事務局の方で説明願います。

分科会長 丸亀市の村井です。よろしく願います。説明資料の中の 89 ページの中に、公共下水道事業の普及率、丸亀市、これは 13 年度末の数字でございますけれども、47%、それと水洗化率が 90.4%、綾歌町の普及率が 9.6%、水洗化率が 46.6%、飯山町、普及率 21.4%、水洗化率 73.5% となっております。

それと、農業集落排水事業の関係でございますけれども、91 ページに、綾歌町が普及率 3.6%、水洗化率 23.8%、飯山町が普及率 3.6%、水洗化率 82.2% となっております。飯山町の方は区域ごとに違います。今のは岡地区でございます。それと、西坂元地区の普及率が 1.8%、水洗化率が 40.4%。

以上です。

新土会長 吉田委員さん、どうぞ。

吉田委員 今の飯山町の場合は、農村集落排水と流域下水と両立で行っておるということでございますが、そういったことと、また、綾歌町の場合、それから丸亀市のような公共下水一本の場合、この辺の単価の調整というようなことでございますけれども、こういったものをどのように調整をされるつもりか。

それと、今のパーセント率から見て、全然計画のないところの方へどのような配慮をしていくのか、こういった面の説明をお願いしたいというように思います。

新士会長 吉田委員さんからの質問につきまして、事務局からどうぞ。

事務局長 最初に、料金の考え方でございますけれども、下水道の使用料につきましては、調整方針に示しておりますように統一をするということでございますが、それぞれの事業に見合う受益者負担金等の負担等については、19年度までは現行のとおりとして、今後それぞれの事業、流域下水道と公共下水道、それぞれ事業手法は異なりますけれども、これを同一にするかどうかというような話につきましては、今後のことになろうかと思えます。

それともう一つ、新市の施策として、生活排水対策としての下水道事業、公共下水道でありますとか流域下水道、農業集落、合併処理浄化槽、それぞれの事業手法はございますけれども、それをどのように一体的な新市としての考え方とするかは、新しい市としての施策のありようでございます。今、新市建設計画の作業を進めております。その中で、その方向性が示されていくべきものであると思えますので、よろしくご理解をいただきたいと思えますし、また、新市建設計画の内容につきましては、順次協議会の方へも小委員会を通して報告させていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

新士会長 吉田委員さん、どうぞ。

吉田委員 今の答弁についてはおおむね理解いたします。また、そうあるべきだと思いますが、問題は、その予定のない地域をどうするかというものがまず一番だと。これはやはり公共の、いわゆる市民全体の税金を使った事業であります。その事業の中で、全然、丸亀の南部のような計画性のないところの税金をどうするのか。やっぱり税金は取って利益はささんということになるように思えますので、こういった面と、さっき言われました、それぞれの事業主体は違ってでも、一般の市民に合うた、一般のものと合った利用料を取るべきじゃなかろうか。施設の、もとは違うとって、それに対する処理については平等に扱うべきでなかろうかというように考えますが、これについていかがでしょうか、お伺いいたします。

新士会長 吉田委員さんからの重ねての質問ですが、どうぞ、事務局。

事務局長 ごもっともな話でございますが、今、それぞれの下水道事業に係ります計画は、今現在の市町の計画でございます。したがって、そのようなことにつきまして新市としてどう考えていくか。それはやっぱり、新しい市のエリアとしてどのような政策展開をしていくかということになってまいりますので、そういうようなことも含めて新市建設計画の中で十分検討していくということをご理解をいただきたいと思えます。

新士会長 はい、吉田委員さん。

吉田委員 新市建設計画で受理をしていけばいいというふうに考えるわけですが、これが先送り先送りになっていく以上は、新しく合併をしたメリットがどこにあるかということの説明も、きちっとできるような体制で先送りをやってほしい。ということは、期限つきなり、そういうものをやるべきではないか。そうでなかったら、今のままですべて合併後、合併後でいったんでは、市民を私はだますことになる。合併して何のメリットがあるのか、こういうメリットがありますよ、というものはもうちょっときちんと報告すべきではなかろうかというように思えますので、その点よろしく願い申し上げて、質問を終わりたいと思えます。よろしく願います。

新土会長 吉田委員さんの今のご意見ですが、ごもっともでございますので、十分に私も事務局の方も念頭に置きながら慎重に進めていきたいと思っております。ご理解いただきます。ほかにございませんか。

小松委員さん。

小松委員 綾歌の小松です。説明書の93ページですけど、下の端に合併処理浄化槽整備事業浄化槽設置事業の補助金とありますよね。これ非常に各市町では金額、補助金がかげ離れとんですが、普通やったら、これ今ちょっとすぐ上に飯山町の例を参考にと書いてあるんですけども、なぜこれ丸亀市の例にということに書かずに、合併時に統合すると書いておられるのか。よいことはよいとこの方へそろえたらええんじゃないですか。これについてご意見をいただきたいと思っております。

新土会長 今、小松委員さんからの質問ですが、事務局、どうぞ。

事務局長 補助金関係につきましては、この合併時に統一するという調整方針に基づきまして、内容が決まりました時点で、また、改めて、報告という形ではありますが、させていただきたいと思っておりますが、ご意見がありましたことにつきましては、できるだけそういった趣旨に沿うように、また、分科会の方で議論はさせていただきたいと思っております。

ちなみに、それぞれのちょっと制度の違いを申し上げますと、国の方は、合併浄化槽につきましては、補助基本額としまして、いわゆる補助対象を標準工事費の4割としておりますが、それぞれ2町につきましては、10人槽補助額を限度にそれを打ち切りいたしております。丸亀市は、現制度につきましては、そういう標準工事費に1割上乘せをして5割ということで上乘せをしております。それと、50人槽までの補助限度額につきましても、国の方としましては50人槽まで設定をいたしておりますので、合併浄化槽を促進する上からも、国の制度に則した内容をやっております。これにつきましては、今後、1市2町十分協議をして、できるだけ住民の方にそういった排水設備の促進ができるような方向性は検討されていくべきものと考えております。

新土会長 小松委員さん、どうぞ。

小松委員 今までずっと合併協議会も僕、寄せてもろうて説明していただくように、やっぱり丸亀市の例によるとかというのが非常に多かったわな。ほんなら、これも丸亀市の例によるでええんでないかなと思うんですわ。だから、申し上げたんで、検討するというんでなしに、やっぱりええことは、非常にええことやと思うんですが、やっていただきたいと思っております。

新土会長 小松委員さんからの再度の質問ですが、事務局、どうぞ。

事務局長 相当な予算が伴うものについては、そういった予算面の考え方のところも考えていかなくてはなりません。それで、一応こういった方針をご確認いただきますと、今後、作業を具体的にしていってまいりますけれども、ご趣旨につきましては十分理解できますことですので、そういったご意向を反映させていけるように十分協議していきたく思います。

新土会長 小松委員さん、よろしいですか。

小松委員 はい、よろしい。

新土会長 ご覧ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ほかにないようですので、協議第39号の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおり確認いたします。

続きまして、協議第40号の各種事務事業のうち、「生涯学習関係の取扱い(その1)について」お諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。それでは、協議第40号各種事務事業のうちの「生涯学習関係の取扱いについて」ご説明を申し上げます。

本編は15ページ、資料編で申しますと98ページからになります。生涯学習とは、学習者自身の自由な意思に基づいて生涯にわたって学習することをございまして、かつての社会教育をより範囲を広げてとらえたものでございます。この生涯学習関係の事業につきましては、各種学級、セミナー、青少年健全育成事業等の生涯学習全般事業のほか、公民館関係事業とか図書館関係事業、あるいは、社会体育関係事業がございしますが、しかし、社会体育関係につきましては、現在調整方針案を取りまとめておりますので、今後の協議会に提案させていただきます。

そこでまず、生涯学習事業及び文化芸術事業につきましては、住民の参加なしでの事業の推進、目的の達成は難しいことから、住民とともに推進していくことができるような統合や再編をすることが必要であるという調整方針といたしました。

次に、指定文化財につきましては、1市2町それぞれの地域性、独自性を踏まえて指定をされておりますので、そのまま新市にも引き継ぐものといたしました。

第3に、成人式につきましては、合併目標期日から新市として最初に開催する行事の一つであることから、統一の成人式を実施するよう合併までに調整することといたしております。

第4に、生涯学習の推進に関する基本計画につきましては、住民の学習機会の充実に努め、日常生活に即した文化的教養を高め得る環境の醸成を図っていくため、新市において策定することといたしております。

最後に、図書館の現状を申しますと、丸亀市及び飯山町は図書館を設置いたしておりますが、綾歌町は図書室としての位置づけでございます。また、飯山町では平成16年12月開館予定で新しい図書館の建設計画が進められております。このような現状の中、同じ市の住民として利用するわけですから、利用者の利便性に配慮し、できるだけ速やかに一体的に利用できるよう調整することといたしております。

以上、生涯学習関係の取扱いについての調整方針といたしまして、本編15ページの囲みのとおり読み上げさせていただきます。

生涯学習関係の取扱いについて(その1)

- 1 生涯学習事業及び文化芸術事業については、それぞれの実情を尊重し、統合・再編する。
- 2 指定文化財等については、新市に引き継ぐものとする。
- 3 成人式については、合併までに調整する。
- 4 生涯学習の推進に関する基本計画については、新市において策定する。

5 図書館事業については、利用者の利便性に配慮し、合併時から一体的に利用できるよう調整する。

なお、資料につきましては、「個別調整方針及び説明資料」の中で代表的なものを述べさせていただきます。

まず、98、99ページをご覧ください。公民館事業や生涯学習事業、家庭教育、青少年教育事業で実施されている各種の講座等につきましては、それぞれの地域の実情を尊重し、統合や再編を行った上で、新市において実施するという調整方針といたしております。

100、101ページをご覧ください。文化財に関する各種事業につきましては、新市においても現行のとおり実施するよう調整いたします。

102ページをご覧ください。文化芸術関係事業につきましては、公的団体に属します文化協会を含め、合併までに統合できるよう調整に努めてまいります。

図書館関係事業で申しますと、111ページをご覧ください。移動図書館車につきましては、新市移行後となりますが、新市全域に範囲を拡大するよう調整してまいりたいと考えております。

このほか、112ページ以降には先進事例と関係法令の抜粋をお示しいたしました。

以上、ご協議よろしくお願いいたします。

新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議第40号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 ございませんか。

それでは、協議第40号の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおり確認いたします。

続きまして、協議第8号の新市の名称につきましては、報告のところで申し上げましたように、提案を取り下げましたので、省きたいと思っております。ご了承願います。

それでは、続いて議事3、その他に移りますが、次回第7回の合併協議会の日程について事務局から説明をさせますので、よろしく願います。

事務局、どうぞ。

事務局長 それでは、第7回の合併協議会の日程でございますけれども、10月22日(水曜日)午後1時半からでございます。また、改めてご案内を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

新土会長 以上で、予定をいたしました協議事項等を終えたわけでございますが、せっかくの機会でございますので、委員さんの方から特にご意見ございましたらご発言願います。特にごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新土会長 それでは、以上で、本日予定をされておりました日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして終始熱心にご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、皆様方のご協力を賜り、1市2町相互における信頼の下に、新市11万都市を目指して、予定のスケジュールが円満に進みますことを切に願っております。

なお、この後、議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会がこの建物の1階会議室で、新市建設計画策定小委員会がこの建物の2階第2研修室でそれぞれ開催されますので、それらの小委員会の委員さんにおかれましては、大変お疲れの中ではございますが、よろしく願いして、移動のほどお願いいたします。

では、協議会はこれで散会といたします。

本日は、誠にありがとうございました。